

定 款

第一章 総 則

第一条（名称）

1. 本会の日本語名称は「Motor Control 研究会」と称する。
2. 本会の英語名称は「The Japanese Society for Motor Control」とする。

第二条（事務局の所在地）

事務局は理事会の指定する場所に置く。

第三条（目的）

本会は運動制御に関わるすべての分野における研究と教育の総合的な進歩発展を図ることを目的とする。

第四条（事業）

本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 会員が業績を発表討議するための大会を、原則として毎年 1 回開催する。
2. 国民に対する広報活動
3. 海外の学会との連絡および交流
4. その他、前条の目的を達成するために必要な、国内外の調査活動、有益な事業

第二章 会 員

第五条（会員）

1. 会員は正会員、学生会員、賛助会員で構成する。
2. 会員は、運動制御および関連分野の研究に従事し、本会の主旨に賛同する者で、本会に登録を行った者とする。
3. 学生会員は、大学院または大学等に在籍して運動制御および関連分野を専攻する者で、本会に登録を行った者とする。
4. 賛助会員は個人または団体で本会の活動に関心を有し、支援するものとする。
5. 入会に当たっては所定の誓約書を提出する。
6. これらの会員は付則に定める所定の会費を納付しなければならない。
7. 一度退会した会員が再び入会する（再入会）時の手続きについては付則で定める。

第六条（会員資格）

1. 会員が退会届を提出した時、または死亡した時は会員の資格を失う。また会員が引き続き 2 年以上会費を支払わない時はその資格を失う。
2. 会員が、本会の名誉を毀損し、あるいは本会の目的に反する行為をしたとき、理事会の議決によりその会員を除名することができる。
3. 会員は休会中、会費の支払いを免除される。休会手続きについては付則で定める。

第三章 役員

第七条（役員）

本研究会は、下記の役員を設ける。

代表理事 1 名

副代表理事 2名以内

理事 6-9名

大会理事 3名

事務局長 1名

監事 1名

第八条（理事の選任）

理事は候補者の中から正会員の投票により選出される。理事の候補者は正会員の中から理事会の推薦、自薦、正会員による推薦にもとづき理事会で決定する。理事の定員は別に定める。理事の任期は3年とし、連続の再任は2期までとする。ただし、大会理事、推薦理事の任期は理事の任期に加えない。原則として、毎年、任期を終えた4名が退任する。毎年、年次大会終了後、2カ月以内に選挙を行い、4名を新たに選任する。

第九条（代表理事）

代表理事は本会を代表し、本会の企画・運営を統括する。

第十条（代表理事の選任）

代表理事は理事の中から、理事会での投票により選任される。任期は3年とし、例外的に理事としての任期を越えることができる。連続の再任は2期までとする。

第十一条（副代表理事）

代表理事を補佐するとともに会長が職務を遂行できなくなった場合、その職務を代行する。

第十二条（副代表理事の選任）

副代表理事は理事の中から、代表理事の推薦に基づいて、理事会より選任される。副代表理事が複数の場合は、必要に応じて、代表理事を代行する筆頭副代表理事を理事会の承認を得て、代表理事が選任する。

第十三条（大会長）

大会長は、年次大会の企画、運営を統括する。

第十四条（大会長の選任）

大会長は理事会の議にもとづいて代表理事により選任される。

第十五条（大会理事の選任）

前年度の大会長、当該年度および次年度以降の大会長を大会理事として選任する。

第十六条（事務局長）

事務局長は会の会計を掌握し理事に報告し連携を図る。事務局長は理事会の承認を経て事務局を構成し、事業遂行のための業務・会計を行う。

第十七条（事務局長の選任）

事務局長は理事会の議にもとづいて代表理事により選任される。

第十八条（監事）

監事は本会の財産及び会計執行の状況を監査する。

第十九条（監事の選任）

監事は理事会の議にもとづいて代表理事により選任される。監事には本会の理事又はその親族、その他特別の関係のある者が含まれてはならない。

第二十条（推薦理事の選任）

代表理事は、理事会の適切な運営を図るために若干名の推薦理事を理事会の議を得て選任することができる。推薦理事の任期は3年とし、連続の再任は2期までとする。

第二十一条（委員会の設置）

理事会に次の委員会を置く。

1. 執行委員会（5-6名）

代表理事を委員長とし、代表理事、副代表理事、大会理事で構成され、必要に応じて各種委員会の委員長を加える。執行委員会は本会の諸活動を策定し、理事会に提案する。

2. プログラム委員会 (2-3名)

大会長が委員長・委員を選任する。プログラム委員会は大会プログラムを策定する。

3. ホームページ委員会 (2-3名)

代表理事が推薦し理事会で選任された委員長及び委員長が推薦し理事会で承認された委員により構成される。ホームページの掲載記事の編集や掲載会の判断を行う。

4. アウトリーチ委員会 (2-3名)

代表理事が推薦し理事会で選任された委員長及び委員長が推薦し理事会で承認された委員により構成される。会員を対象とした講演会などの企画運営、渉外活動を行う。

第二十二條 (特別委員会の設置)

第四条に定める事業を行うために、代表理事は適宜委員会を設けることができる。委員会の委員長の指名には代表理事の推薦及び理事会での承認を要する。

第四章 理事会

第二十三條 (理事会)

理事会は本会の管理団体として本会の方針と計画を策定し、また本会の事業を責任をもって遂行する。理事会は第八、十五、二十条に従って選任された理事によって構成される。理事会の議決には全理事の過半数の賛成を要する。

第五章 会計

第二十四條 (事業年度)

本会の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日の年1期とする。

第二十五條 (収入)

本会の会計は会費および寄付金等によってまかなう。

第二十六條 (会計の運営)

本会の会計は事務局長が管掌する。

第六章 会則の変更

第二十七條 (会則の変更)

会則及び付則の変更は理事会の議決により、出席理事の3分の2以上の賛成を必要とする。

付 則

1. 会費は正会員 年間 5,000 円、学生会員 年間 2,500 円、賛助会員 年間 100,000 円とする。なお、既納の入会金、会費は、会員資格の喪失等、いかなる事由があっても返還しない。
2. 会員は、産休・育休などに際して休会届けを提出し理事会の承認を得た上で、1年間休会することができる。休会中は会費の支払いを免除されるが、会員としての権利は停止される。休会終了年度の11月末までに、その時点の情報にもとづいて再度休会届けを提出し承認を得ることによって、1年ずつ最大5年まで休会を延長することができるが、再休会手続きがない場合は退会となる。休会から復帰する場合には復帰届けを提出する。
3. 一度退会した会員の再入会に際しては、会員資格に合致した年会費を支払うものとする。年会費の滞納金がある場合には、それを支払うものとする。

以上，平成 30 年 11 月 14 日現在の当研究会の定款であることに相違ありません。

平成 30 年 11 月 14 日

Motor Control 研究会 代表理事 関 和彦

改訂

令和元年(2019) 6 月 17 日 第二十四条（事業年度）を追加。これに伴い旧第二十四条（収入）以降の条文番号を第二五条から降順に変更。